

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年9月まで
ワーキング・ホリデー制度を使い、海外へ行くことが決まったので区役所へ出向き、出国前に必要な手続について説明を受けた。
出国中は、国民健康保険は加入しなくていいということだったので、国民健康保険被保険者資格を喪失したが、区役所の職員から、「国民年金は後で困りますよ。」と言われたので、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所や金額は覚えていないが、出国前に一括で納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で、出国前に必要な手続について説明を受け、国民年金保険料を出国前に一括で納付した旨述べているところ、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、平成8年8月24日から9年9月30日までの期間において、A国に住所を定めていることが確認でき、当該期間においては、国民年金の被保険者資格を喪失することとなるが、本人が希望する場合は任意加入することができるところ、オンライン記録によると、申立人は、8年8月23日に国民年金被保険者資格を喪失し、9年10月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立人が申立期間において任意加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、「申立期間に係る国民年金保険料の納付場所や金額は覚えていないが、出国前に一括で納付したと思う。」と主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた区は、「申立人が国民年金の任意加入の手続を行ったかどうかは確認できないが、申立期間に係る国民年金保険料を出国前に一括で納付す

ることは、年度をまたいでいるため、困難であったと考えられる。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 560

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年4月までの期間及び8年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から6年4月まで
② 平成8年8月から同年10月まで

申立期間①については、平成5年12月に会社を退職した後、A市から国民年金保険料の督促が2回ないし3回あったが、収入が無く、保険料を納付することができなかつたため、再就職した後の6年7月ないし同年8月及び同年秋ころの2回、同市役所窓口へ出向き、国民年金保険料を納付した。

申立期間②については、10万円を超えた国民年金保険料額の納付書が数回送付されてきたが、一度に納付できる金額ではなかつたため、納付書を分割してもらい、B市（現在は、C市）の庁舎内で納付した。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間については、オンライン記録及びC市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、平成9年7月18日付けで付番された基礎年金番号により納付された記録のみとされており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続に係る記憶が曖昧であり、申立人が証言者として氏名を挙げた申立人の母親から聴取しても、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

2 申立期間①については、申立人は、A市から国民年金保険料の督促が2

回ないし3回あった旨主張しているが、申立期間①は国民年金の未加入期間とされており、申立期間①に係る納付書をA市が発行したとは考え難い上、申立人は、「平成6年7月ないし8月及び同年秋ころの2回、A市役所窓口に出向き、国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人が納付したとする時点では、申立期間①のうち、平成5年12月から6年3月までの期間は、過年度保険料となることから、申立人は同市窓口で当該期間に係る保険料を納付することができなかつたと考えられ、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

3 申立期間②については、申立人は、「結婚後に居住したB市の自宅に何度か国民年金保険料納付書が送付されてきたが、しばらくたってから納付書を分割発行してもらい、その後送付されてきた分割された納付書により保険料を数回に分けて納付した。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②直後の平成8年11月及び同年12月の国民年金保険料について、同年11月保険料の時効寸前である11年1月6日に納付し、それ以降の保険料をおおむね毎月納付していることが確認できることから、申立人が分割された納付書により国民年金保険料を最初に納付した11年1月6日の時点では、申立期間②は時効により保険料を納付できなかつた可能性がうかがわれる。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月25日から同年4月1日まで
② 昭和31年12月19日から32年4月1日まで

ねんきん特別便により、A丸に乗船していた申立期間①及びB丸に乗船していた申立期間②について、船員保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時に乗船していたことが確認できる船員手帳を保管しているので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、C事業所が所有するA丸に、甲板員又は機関員として乗船していたことが、申立人から提出された船員手帳により確認できる。

しかしながら、A丸に係る船員保険被保険者名簿により、同船において、申立人と同様に、昭和30年4月1日に被保険者資格を取得し、31年2月25日に被保険者資格を喪失していることが確認できる乗組員6人（既に死亡している4人を除く。）のうち連絡の取れた3人は、「A丸に係る船員手帳を保管していない上、同船への乗船時期や船員保険の加入状況についても記憶していない。」と証言しており、申立期間①当時における乗組員の船員保険の加入状況について確認することはできない。

また、申立期間①を含む昭和28年10月1日から30年3月31日までの期間に、A丸において、船員保険に加入している乗組員は、見当たらない上、申立人が自分より前から同船に乗船していたと記憶する船長及び漁労長（いずれも死亡）は、申立人と同じ同年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得していることが、同船に係る船員保険被保険者名簿により確認

できる。

さらに、C事業所は、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、申立期間①当時の経理担当者が不明であることから、申立期間①当時の申立人に係る船員保険料の控除について、確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①当時における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が、D学校（現在は、E学校）が所有するB丸に、臨時水夫として乗船していたことが、申立人から提出された船員手帳及びF共済組合G支部から提出された申立人の履歴書により確認できる。

しかしながら、E学校の回答から申立期間②当時にD学校長であったことが確認できるH氏を船舶所有者とするB丸の船員保険被保険者名簿によると、申立期間②を含む昭和31年10月1日から32年5月10日までの期間に、船員保険に加入している乗組員は、見当たらない。

また、上記B丸の船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、船員保険被保険者番号の欠番も見当たらない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、申立期間②当時の加入記録が無い。

さらに、I県は、「申立期間②当時におけるD学校の賃金台帳等は、残っていないことから、その当時、申立人の給与から船員保険料を控除していたかどうか不明である。」と回答している上、申立期間②当時の経理担当者が不明であることから、申立期間②当時の申立人に係る船員保険料の控除について、確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②当時における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 11 日から 62 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社の紹介により、調理師としてB社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、B社と一緒に勤務していた料理長及び同僚を記憶していることなどから、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、B社に勤務していたことは、同僚の証言により、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、申立期間当時の社会保険事務及び経理担当者は、「申立期間当時、調理師は、希望者のみ厚生年金保険に加入しており、従業員全員が、厚生年金保険に加入するようになったのは、社会保険事務所（当時）の調査及び指導が行われた平成2年以後である。」と証言している。

また、申立人が記憶する料理長及び同僚（調理師）3人のうち、同僚の証言から、申立人と同様に、A社の紹介によりB社に入社したものと推認される料理長（既に死亡）及び同僚2人については、申立期間当時、厚生年金保険に加入していないが、残りの同僚1人及びオンライン記録により申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる従業員の中で連絡の取れた1人（調理師）は、A社に登録しておらず、料理長の紹介等によりB社に入社した旨証言しているところ、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが、オンライン記録により確認できることから、同社は、調理師に係る厚生年金保険の加入手続について、入社の際により、異なる取扱いをしていた

可能性がうかがわれる。

さらに、上記連絡の取れた従業員（調理師）1人は、「B社に入社してから1年2か月後の昭和62年9月1日に厚生年金保険に加入した記録があるので、入社後に見習い期間があったのかもしれない。」と証言している。

加えて、B社は、申立期間当時の帳簿等の資料を保管しておらず、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できないとしている上、上記社会保険事務及び経理担当者は、「調理師は、ほとんど厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったことから、申立人についても、厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 26 日から 57 年 6 月 1 日まで
社会保険庁（当時）から郵送されてきたねんきん特別便により、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、A社に、昭和 54 年 9 月 10 日に入社後、同社の製図作成部門に勤務し、時期は定かではないが、同部門がB社として独立したため、私も同社に転籍し、62 年 4 月 11 日に同社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、B社に勤務していたことが、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により確認できる。

しかしながら、B社は、昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所となっていなかったことが、オンライン記録により確認できる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 56 年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、当該資格の喪失後に任意継続の健康保険に加入していることが確認でき、その後、B社が適用事業所となった 57 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが同社の被保険者原票により確認できるところ、申立人が記憶する同僚二人についても、同社において申立人と同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時に経理を担当していた事業主は、既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはでき

ない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 8 日から 6 年 2 月 24 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A百貨店の6階にあったB事業所に調理師として勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

申立期間における雇用保険の加入記録では、事業所名がC社となっているが、雇用保険受給資格者証に失業保険金を受給した記録があり、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、C社が経営するB事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び事業主の妻の証言により確認できる。

しかしながら、C社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無いことが、年金事務所の「事業所名称等一覧表」及びオンライン記録により確認でき、適用事業所の届出が行われていなかったものと考えられる。

また、申立期間当時に事務及び経理を担当していた事業主の妻は、「C社は、昭和 54 年 4 月に設立されてから平成 16 年 5 月に解散するまで、雇用保険及びD国民健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、従業員は、個人で国民年金に加入していた。」、「C社の解散後に、同社の関係資料はすべて廃棄しているものの、申立期間当時、従業員の給与から、厚生年金保険料を控除していなかったと記憶している。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間当時に国民年金に加入し、このうち、平成 3 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 4 年 4 月から 6 年 1 月までの期間につい

て、国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 42 年 2 月 20 日から 44 年 8 月 1 日まで

平成 22 年 2 月に自宅を訪ねてきた年金事務所の職員から、申立期間について脱退手当金が支給された記録がある旨の説明を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や支給年月日が記載され、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 31 年 7 月 31 日から 32 年 5 月 1 日まで

A社において、昭和 28 年 9 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、47 年 8 月 29 日に資格喪失するまでの間、退職、長期欠勤などしていないにもかかわらず、途中、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- オンライン記録によると、申立人が勤務していたと申し立てているA社において、申立人は、昭和 28 年 9 月 27 日から 29 年 4 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から 31 年 7 月 31 日までの期間、及び 32 年 5 月 1 日から 47 年 8 月 29 日までの期間において、厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、28 年 9 月 27 日から 29 年 4 月 1 日までの期間、申立人が厚生年金保険の被保険者であった、A社（以下「A社Ⅰ」という。）と、同年 6 月 1 日から 31 年 7 月 31 日までの期間、及び 32 年 5 月 1 日から 47 年 8 月 29 日までの期間、申立人が厚生年金保険の被保険者であった、A社（以下「A社Ⅱ」という。）は、社名は同一ではあるものの、商業登記簿謄本上、別会社であることが確認でき、申立人は、二つの同名会社において、それぞれ厚生年金保険に加入していたことが確認できる。
- 申立期間①については、申立人は、昭和 29 年 4 月 1 日に、A社Ⅰにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日にA社Ⅱで同被保険者資格を取得していることがそれぞれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるところ、申立人は、「A社に昭和 28 年 4 月に入社し、47 年 8 月 29 日に資格喪失するまでの間、継続して勤務してい

た。」と述べている上、申立人と同様の記録が確認できる従業員が3人おり、そのうち、申立人が先輩として記憶する1人は、「私は、昭和25年12月から平成元年11月まで、ずっとA社に勤務していた。」と述べていることから、申立人は、当該期間において、A社ⅠないしA社Ⅱのいずれの事業所であるか特定できないものの、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社Ⅰに係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人及び申立人が記憶する先輩を含む3人は、昭和29年4月1日付けで同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月27日に当該資格喪失届をB県が受け付けていることが確認でき、当該4人は、A社Ⅱ（昭和29年3月11日設立）が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に、同社において、被保険者資格を取得していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳により確認できる。

また、A社Ⅰは、昭和37年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において事業主として確認できる者は、既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、A社Ⅱは、「申立期間①当時の資料を保管していないため、申立人の保険料控除について詳細は不明である。」と回答している上、申立期間①当時の事業主は既に死亡しているため、聴取することができず、同社の厚生年金保険の新規適用年月日である昭和29年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員から聴取しても、「申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうか不明である。」と述べていることから、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②については、A社Ⅱにおいて申立人が記憶する先輩及び元従業員は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の同社における在籍期間について記憶が明確ではないため、申立てに係る事実について証言を得ることはできない。

また、A社Ⅱは、「申立期間②当時の資料を保管していないため、申立人の保険料控除について詳細は不明である。」と回答している上、申立期間②当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、A社Ⅱに係る健康保険厚生年金保険者名簿によると、申立人は、昭和29年6月1日から31年7月31日までの期間は、健康保険番号*番で、32年5月1日から47年8月29日までの期間は、同番号*番で厚生年

金保険に加入していることが確認できる上、同社に係る事業所台帳によると、申立人の同番号*番に係る 31 年 7 月 31 日付け健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届は、同年 8 月 31 日に、同番号*番に係る 32 年 5 月 1 日付け同被保険者資格取得届は、同年 9 月 5 日に、B 県で受け付けられていることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿によると、A 社Ⅱが厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 29 年 6 月 1 日）から申立期間②当時までの期間、厚生年金保険に加入していることが確認できる 4 人のうち、3 人の欄には、昭和 31 年に健康保険被保険者証の検認を行ったと考えられる「31 検」の印、及び 32 年に同被保険者証の更新を行ったと考えられる「32 更」の印が押されていることが確認でき、残る 1 人については、「31 検」の印は確認できないものの、備考欄に「再交付 31.12」の記載及び「32 更」の印が押されていることが確認できる一方、申立人の欄には「31 検」及び「32 更」の印がいずれも押されていないことから、申立人については、31 年の健康保険被保険者証の検認及び 32 年の健康保険被保険者証の更新が実施されていない上、申立人に係る 31 年 10 月（定時決定）の標準報酬月額等級の記載は無く、申立人の被保険者資格をさかのぼって喪失させた形跡も見当たらないことから、申立期間②当時、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失していたと考えるのが自然である。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月25日から33年8月1日まで

A社における厚生年金保険の加入記録が、昭和27年5月30日から31年8月25日までとなっているが、33年7月31日まで勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、同社の事業主の証言により推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所である期間は、昭和27年5月30日から31年8月25日までの期間、及び41年7月1日以降の期間となっており、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立期間当時、同社の代表取締役であった申立人の父及び取締役であった申立人の兄は、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和31年8月25日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となった41年7月1日に、再度厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の資料は無く、社会保険の届出及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しているため、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚は、A社が厚生年金保険の適用事業

所ではなくなった昭和 31 年 8 月 25 日から 41 年 6 月 30 日までの期間、同社において厚生年金保険の加入記録は見当たらず、当該同僚のうち、連絡のとれた同僚一人から聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。